

入札説明書

令和8年3月

高知県土木部

令和8年3月5日
高知県土木部河川課

入札説明書

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1) 件名 | 水防テレメーター施設保守点検委託業務 |
| (2) 入札案件の仕様等 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |
| (4) 予定価格 | 事後公表とする |
| (5) 最低制限価格 | 設定しない |

2 担当部署

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県土木部河川課 計画担当
電話番号 088-823-9838

3 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和6年度から令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 4によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和6年度から令和8年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和5年9月高知県告示第638号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと又は告示第1の2の(9)に該当しないこと。
- (5) 国又は都道府県において、令和2年度以降に当該業務に類する施設の保守点検業務受注の実績を有すること。
- (6) 迅速なアフターサービス及びメンテナンス等の保守体制が整備されていること。

4 入札者に求められる義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を、令和8年3月16日（月）午後5時までに、2の担当部署まで提出し、この入札に参加する資格があることの確認

を受けなければならない。また、入札者は県から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類について確認を行い、不備が認められたときは受付をしない（郵送による提出の場合は返送する。）場合があるので、余裕をもって提出すること。

また、内容に不備な点や不明な箇所があつて、県から補正又は説明を求められた場合、令和8年3月24日（火）までにその補正又は説明ができなかったときは、入札に参加できないものとする。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

掲載している様式に必要な事項を記入のうえ押印又は署名すること。

(2) 補足資料

上記提出資料のほか、県が必要と判断して補足資料の提出を求めた場合に提出すること。

5 入札及び開札等

(1) 入札及び開札日時

令和8年3月25日（水）午前11時30分

(2) 入札場所及び開札場所

高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県庁6階 河川課会議室

(3) 入札書の記載内容等

ア 別紙様式の入札書には、次に掲げる事項を記載すること。

・・・別記「記載例」参照

(ア) 入札書提出年月日

(イ) 入札者本人の住所、氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）及び会社印・代表者印の押印（外国人の署名含む。以下同じ）。ただし、入札書の押印を省略する場合は、会社印及び代表者印の押印は不要とする。

(ウ) 代理人が入札する場合は、入札者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）代理人であることの表示並びに当該代理人の住所、氏名及び押印。ただし、入札書の押印を省略する場合は、代理人の押印は不要とする。

なお、代理人が入札する場合は、入札書を投かんする際にあらかじめ委任状を提出しなければならない。

(エ) 入札金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。

(オ) 入札件名

(4) 入札書の提出方法

入札書は持参により提出することとし、上記(1)及び(2)の日時・場所において、所定の入札箱に投かんしなければならない。

また、押印を省略した入札書を提出するときは、本人確認を受けた後、入札箱に投かんしなければならない。

なお、本人確認は顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等が該当、顔写真付きの名刺は不可。)を用いて行うため、押印を省略した入札書を提出する入札参加者は、当該身分証明書を入札会場に持参すること。

(5) 入札書の訂正方法

入札書の記載事項について訂正又は字句を挿入したときは、必ずその箇所に押印しなければならない。ただし、押印を省略した入札書については、訂正又は文字の挿入は行わず、再作成すること。

(6) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、仕様書及び現行水防情報システムの問い合わせ先、参考図書などの閲覧場所

2の担当部署

(7) その他入札に関する事項

高知県会計管理局総務事務センターの定める物品購入等一般競争入札心得の規定を準用する。

6 契約書の作成

要

7 契約条項

契約書(案)のとおり

8 契約の締結

落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

9 その他

(1) 入札の参加及び契約の締結等に関して要した費用は、当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担する。

(2) 入札等に関して当該説明書に記載のない事項に関しては、高知県契約規則、高知県会計規則等の定めによる。

補足説明

1. 日程

①令和8年3月5日（木）

- ・入札公告

②令和8年3月16日（月）

- ・入札説明書4に示す書類の提出期限
- ・入札説明書交付期限

③令和8年3月25日（水）午前11時30分

- ・入札及び開札

（場所：高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁6階 河川課会議室）

2. 再度入札について

開札後、落札者となるべき入札がないときは再度の入札（あわせて3回の入札）を行います。すべての入札者（又は代理人）が立ち会っている場合等、可能な場合は、直ちに再度の入札を行うこととしますので、開札には立ち会うようにしてください。また、入札に必要なもの（委任状、印鑑、入札書の押印を省略する場合は身分証明書等）を持参してください。

3回入札を行っても不落の場合は、最低価格で入札をした業者から順次、随意契約の折衝を行うことがあります。